

憲法をどうする？ (1)

練馬区 板橋光紀

私の手元に「イタリアの憲法」がある。イタリアは第二次大戦の敗戦国の一つで、立場としては日本に似ている。日本の新憲法の発布から約2年遅れて、1948年に発効したイタリアの憲法では「戦争放棄」を謳っている点でも日本の立場に共通しており、我々が「憲法」や「国防」を考える上で参考になる。イタリア憲法の国防に関する条項は以下の2ヶ所に見られる。

イ) 基本原則 (前文) 第11条

イタリアは他国民の自由に対する攻撃の手段としての、及び国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、他国と同等の条件で、諸国間の平和と正義を保障する機構に必要な主権の制限に同意し、この目的をめざす国際組織を促進し、かつ助成する。

ロ) 第一編 市民の権利及び義務

第四章 第52条

祖国の防衛は市民の神聖な義務である。兵役は法の定めるところにより、これを義務とする。軍隊の組織は共和国の民主的精神に合致して形成される。

これら2ヶ所の条文から推測 出来るイタリアの国防制度は、

- (A) イタリアは侵略戦争をしない。
- (B) 国連の健全な運営を促進し、P K O等には積極的に参加する。
- (C) 祖国の防衛は徴兵制度を含め、国民皆兵の決意で、妥当な有事法制をも認める。
- (D) 軍備のサイズは必要に応じて国民の意見を反映させた上拡大、縮小する。

で大変格調が高く、敗戦国の卑屈さが感ぜられない。「普通の国家」が平和と自国の主権を確保する為の当然な内容と云える。将来イタリアは国内で何が起ころうと、中東や極東等諸外国で大小の問題が発生しようと、憲法の中の国防に関する前記2ヶ所は改正しなくとも対応出来るだろう。軍備を保有していても、第二次世界大戦で迷惑を掛けた近隣諸国から警戒めいた声があがっている訳でもない。

日本国憲法の国防に関する第二章、第9条と比べてみたい。

イ) 日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

ロ) 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

となっており「国に交戦権が無い」、「戦力を一切持たない」、「武力を行使しない」等の文言から、「たとえ他国から侵略され、主権を侵されようと“丸腰”と“無抵抗”をつら抜き通す」ことを宣言してしまっており、イタリア憲法の内容よりも更に

踏み込んで、明快に「戦争放棄」を確認する内容となっている。

おまけに念の入ったことには「威嚇をも禁じている」点であろう。現代の「軍事演習」や「軍事パレード」には国際的な習慣として諸外国の外交官や武官が来賓として招待されて、装備品やそれらの性能、将兵の練度などが公開される。これらは軍事訓練の出来映えを自ら確認する目的である事の他に、自国の軍備の透明性を諸外国へ公表する機会にもなっている。しかし同時に、多少問題のある国々から見学に来る来賓や報道関係者に対しては、自国の軍備を誇示する事になりかねない。軍備を誇示する行為は日本語で「威嚇」と云う。旧帝国陸海軍も度々行っていたが、大昔から世界各国が行って来た演習には「威嚇的演習」が多い。北朝鮮へこれみよがしに日米韓国の合同演習などをやれば明らかに憲法違反になりかねない。

この他憲法の条文を素直に読んで理解する「決める」と日本の国防に関する「実態」との間には大きなギャップがあり放置出来ない。国論をまとめて憲法を実態の方へ合わせるか、実態の方を憲法に合致させるか、二つに一つを選ぶ必要がある。最近発覚した防衛庁と納入業者による不祥事の数々から、彼らが組織ぐるみで、「証拠隠滅」や「隠蔽工作」をする常習犯であることが判明した訳だから、仮に何か問題が発生して自衛隊の出動する場合、問題の歪曲解釈や捏造が絶対に無いとは言えない。妥当なルールを作り、その解釈を一つにして、愚直にルールに従う習慣をつけてもらわないことには危うい。かしくてしょうがない。

念の為日本の国防の現実を挙げると、

- (A) 侵略戦争はしないが、自衛の為なら戦争が出来ることになっており、その為の戦闘要員や近代的な装備がかなり整っている。現有の装備は専守防衛に必要な兵器に限定して保有することになってはいるが、侵略戦争に使えないこともない兵器も色々保有している。年間の国防費は中国の国防費の3倍にのぼり、世界でも5本の指に入る程大きな金額になる。トータルの戦力は戦前の旧帝国陸海軍のものより強力なものとなっている。
- (B) 祖国の防衛は国民皆兵や徴兵制度とはらず、志願兵のみによって組織される自衛隊がこれにあたる。しかしこの武力組織を軍隊とは呼ばない。
- (C) 国防が自衛隊の手に負えない場合はアメリカ軍に支援してもらう。その為日米安保条約を永続的に堅持し、日本に駐留するアメリカ軍には沖縄を中心とした日本各地に基地や演習場を提供し、駐留や演習に要する費用の大きな部分を日本が負担する。